

令和4年度 障がい者スポーツの普及促進事業募集要項

1 趣旨・目的

スポーツを通じた活力ある社会の実現に向け、障がい者スポーツの裾野の拡大を図り、競技力の向上に繋げるため、障がい者スポーツの振興に資する競技用具等の整備を必要とする障がい者スポーツ団体に対し、障がい者スポーツの普及促進事業費補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象団体

次の各号に掲げる要件を全て満たす、徳島県内で障がい者スポーツに係る競技団体及び障がい者スポーツの普及・促進を行っている団体、または事業所（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 環境整備を進めることで、競技力の向上が見込めること。
- (2) 代表者及び事務局等の所在が明らかであること。
- (3) 補助事業者において、維持・管理を適切に行うことができること。
- (4) 地域または幅広い利用者の参画のもと、障がい者の競技力向上や障がい者スポーツの振興に寄与していること。
- (5) 申請年度の前年度に同一事業内容で補助金を受けていないこと。

※同一事業とは、同じ競技用具、同じ事業実施計画をいう。

3 補助対象経費

地域または幅広い利用者が利用することにより、障がい者スポーツの振興に資する競技用具等であり、相当の耐用期間を有するもので、その必要な経費の全部または一部を補助する。但し、国・県・市町村から補助を受けていないなど、二重助成にならないこととする。整備後の修繕等は、団体で負担すること。また、競技用具と併せて、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施した事業に必要な備品、レンタル等に係る費用についても予算の範囲内で補助する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な備品、レンタル等については、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) オンラインで事業を実施する場合のパソコンやタブレット等の端末のレンタル料（事業終了日まで）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として購入する消毒液や非接触型体温計等。
- (3) その他、会長が必要と認めるもの。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施した事業実施に必要な経費については、補助額の20%を上限とする。

4 補助額等

補助金の額は、上限を1団体50万円とし、予算の範囲内で補助額を決定する。

5 審査基準

次の審査基準を踏まえ、総合的に判断する。

- ・地域または幅広い利用者の参画のもと競技力向上、障がい者スポーツ振興に寄与する競技用具等であると認められるもの。

6 申請方法

次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 購入を希望する競技用具等の仕様書
- (5) 購入を希望する競技用具等の見積書
- (6) 規約等団体の概要がわかるもの
- (7) その他会長が必要と認める書類

7 申請期間

令和4年7月15日(金)～8月19日(金)

8 審査及び選定等

- (1) 申請のあった団体の中から、選定委員会において、上記審査基準に基づき、審査及び選定を行う。
- (2) 選定結果については、補助金の交付の対象となる補助事業者に対して、審査、選定終了後、速やかに通知する。

9 その他注意事項

- (1) 応募書類等は返却しない。
- (2) 応募に要する郵送等の費用は、申込者の負担とする。
- (3) 応募のために記載いただいた個人情報については徳島県の個人情報保護条例に基づき適切に管理し、当事業に関わる目的のみに使用する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、認定を取り消すことがある。

10 提出先及び問い合わせ先

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59

(社福) 徳島県社会福祉事業団内

徳島県障がい者スポーツ協会宛て

※郵送あるいは持参してください。

tel : 088-634-2000 fax : 088-634-2020

E-mail : t-paraspo@kouryu-plaza.jp